

病児保育事業の取組について

対象受検機関：福祉部子ども家庭局

事務事業の概要

1 病児保育事業について

(1) 病児保育事業の概要

・病児保育事業は、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等で一時的に保育を行うもので、こども家庭庁が策定する病児保育事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に表①のとおり定められている。

【表①】

事業類型 事業内容		病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型	訪問型
実施要件	実施場所	病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたもの ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること イ 調理室を有すること（なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと） ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること	病気の回復期で、集団保育が困難な児童（病後児）を保育	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童に対して、保育所等で緊急的・保健的な対応を図る	自宅に事業者が訪問し、病気の子どもや、病気の回復期の子どもを保育
	職員の配置	看護師等：病児（病後児）おおむね10人につき1名以上配置 保育士：病児（病後児）おおむね3人につき1名以上配置		看護師等を1名以上配置（看護師等1名に対して、体調不良児2名程度）	一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名以上配置

(2) 府内の病児保育施設数

・令和7年7月時点の府内の病児保育施設の設置数は1,022か所（休止中12か所を含む）であり、うち、政令市・中核市を除いた施設は323か所である。なお、国の調査に基づく令和6年度の病児保育事業の実施状況では、政令市・中核市を除いた大阪府の実施か所は全国で1位となっている。

2 法等に基づく責務及び役割について

(1) 病児保育事業にかかる責務について

・府は、市町村が行う「児童福祉法（以下「児福法」という。）に基づく児童の福祉に関する業務（病児保育事業等）」及び「子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）に基づく地域子ども・子育て支援事業（病児保育事業等）」が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとされている。

・また、支援法に基づき、市町村は、児童の健全な育成のため病児保育事業の実施に努める責務を負い、自ら策定した市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に基づき、事業を実施する。

(2) 病児保育事業の実施主体について

・国要綱（※1）に基づき、病児保育事業の実施主体は市町村となり、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。

※1 国要綱：「実施主体は、市町村とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。」

検出事項

府は、病児保育施設に対し立入検査を行う等の指導監督権限を有しているものの、当該権限の行使については、国の通知を踏まえ、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合のみを想定しており、当該権限の行使を必要とする事案はなかったとして、過去5年間において指導監督を一度も実施していない。

改善を求める事項

病児保育事業については市町村が実施主体であり、施設数が多い府内において、府が全施設を対象として直接的な指導監督を行うことは現実的ではない。

一方、病児保育施設は、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に児童を受け入れる施設であり、安全性及び運営の適正性の確保が特に重要である。指導監督は、重大な事故が発生した場合等の事後的な対応のみならず、児童の安全確保や事業運営の適正性の確保に資する側面も有していると考えられる。

このため、府においては、新たな負担を過度に生じさせないよう留意しつつ、予防的な観点から工夫の余地がないか検討されたい。

(3) 事業開始等届出の受理 ・ 児福法（※2）に基づき、病児保育事業者は事業の開始時に都道府県及び政令市・中核市（※3）（以下「都道府県等」という。）へ届出を行う義務がある。府は届出時の添付書類（図面や看護師免許状等）について、国要綱の基準を満たしているかを確認しているとのこと。 ※2 児福法第34条の18：「国及び都道府県以外の者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。」 ※3 児福法第59条の4：「この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市が処理するものとする。」 (4) 都道府県等の指導監督権限について ・ 児福法（※4）に基づき、都道府県知事及び政令市・中核市長（以下「知事等」という。）は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して指導監督を行うことができる。 ※4 児福法第34条の18の2：「知事等は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」 ・ なお、都道府県等の指導監督について、平成27年3月31日付の国からの通知文書「新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について」（※5）では、重大な事故等が発生した場合等で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等は、必要に応じて施設への立入検査を行う等の指導監督を行うこととされている。 ※5 平成27年3月31日国通知（2 病児保育事業の指導監督について）：「事業の適正な運営を確保するため、都道府県等においては、各事業に係る法令や実施要綱等に基づき、事業が適切に実施されるよう、管内の市町村や事業者への周知に努めるとともに、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等は、必要に応じて施設への立入検査を行う等の指導監督を行うこと。」 ・ 府では過去5年間、病児保育事業において、重大な事故等が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合で、事業の運営上の観点から問題があると認められる場合等がなかったことから、指導監督は実施していない。 (5) 特定子ども・子育て支援施設等の指導監査における都道府県と市町村の役割分担について ・ 特定子ども・子育て支援施設等（以下「特定施設等」という。）とは、支援法に基づき、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業 等）のこと。 ・ 令和元年11月27日（最終改正令和8年3月31日）付の国からの通知文書「特定施設等の指導監査について」では、都道府県と市町村の役割については次のとおりとされている。 ア 都道府県の役割 ・ 幼児教育・保育無償化の実施以前から、子ども・子育て支援施設等は、事業の開始にあたり、児福法に基づき、都道府県等に届出を行うこととなっているため、都道府県等は届出を受理した事業に対して、児福法に基づき、基準の遵守等の観点から指導監督、立ち入り調査、報告徴収、検査等を行っており、幼児教育・保育の無償化実施後もその役割は同様とされている。 イ 市町村の役割 ・ 幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援施設等がその対象施設となるためには、市町村に対して支援法に基づく確認の申請を行い、確認を受ける必要がある。一方で、市町村は必要があると認めるときは、支援法（※6）に基づき調査・指導等を行い、監査を行うことができるとされている。 ※6 支援法第58条の8：「市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、「特定子ども・子育て支援提供者等」に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設		
--	--	--

等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」 ・なお、支援法に定める基準には、「設置に関する基準」と「運営に関する基準」がある。 ・市町村は、「特定施設等指導指針」を参考に、特定施設等に対し、運営基準の内容について周知徹底させるとともに施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため指導を実施することとされている。 ・市町村は、著しい運営基準への違反が確認された場合や施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合等の情報があり、特に必要と認める場合に「特定施設等監査指針」を参考に監査を実施することとされている。 ウ 都道府県と市町村の連携 ・都道府県及び市町村は、それぞれの役割において特定施設等に対する指導等を実施する必要があるとされている。 ・指導等に当たっては同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努めることが求められている。 ・また、特定施設等における適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠であり、都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものである。市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生又は子どもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めることが求められている。 3 病児保育事業に関する財政的な支援について ・病児保育事業については、次のとおり市町村の取組に対する財政的支援を実施している。 (1) 子ども・子育て支援交付金 ・市町村計画に基づく病児保育事業を実施する市町村に対し、必要な費用を国及び府が直接交付する。交付金の申請及び実績報告については、市町村が府に提出したうえで、府が必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめ、国に提出する。 ・負担率は、国1/3、府1/3、市町村1/3。利用者負担額は各市町村によって異なる（おおむね2,000～2,500円程度）。 (2) 子ども・子育て支援施設整備交付金 ・市町村計画に基づく病児保育施設整備を実施する市町村に対し、必要な費用を国及び府が直接交付する。交付金の申請及び実績報告については、市町村が府に提出したうえで府が必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめ、国に提出する。 ・負担率は、公立の場合、国1/3、府1/3、市町村1/3。民間の場合、国3/10、府3/10、市町村3/10、設置者1/10。 (3) 子育てのための施設等利用給付費府費負担金 ・特定施設等のうち、病児保育事業の利用者に対する給付に要する費用を特定施設等に負担するもので、2号（保育を必要とする3歳以上）及び3号（保育を必要とする3歳未満）認定児に係る給付について、福祉部が予算措置をしている。		
---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和8年7月30日、事務局：令和8年6月1日から同年8月27日まで）